

事務連絡

令和6年8月19日

各 位

国土交通省物流・自動車局

エムポックスへの対応について（協力依頼）

エムポックス（旧名称：サル痘）については、令和4年7月から令和5年5月まで、世界保健機関（WHO）から「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（以下「PHEIC」という。）」が宣言され、国内の検査、診療体制の整備を進めた経緯がありますが、今般、コンゴ民主共和国等での感染拡大を受け、8月14日（日本時間8月15日）に、再びWHOからPHEICが宣言されたことから、本日、エムポックスに関する関係省庁対策会議が開催され、政府として次の措置を講ずることを確認いたしました。

【エムポックスに関する関係省庁対策会議 確認事項（別添）】

1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
2. 在外邦人を含めた国民のり患を防止することを目的として、ウイルスの感染力や病原性、感染防止策、感染が疑われる際の受診方法等に関する的確な情報提供及び出入国者に対する情報提供や注意喚起を確実に実施する。
3. 感染が疑われる患者への対応に備え、国内においてすでに整備されている検査体制及び患者の受入体制等を維持する。

以上を踏まえまして、感染が拡大する地域を往来する国民への注意喚起及び検疫への協力の呼びかけのほか、港湾・空港における検疫との連携について、別添のとおり感染症予防啓発の協力依頼がまいりました。

つきましては、貴会におかれましては、傘下会員に対し、周知をよろしくお願ひいたします。

<参考>

- エムポックスに関する注意喚起のポスター（厚生労働省検疫所作成）

[https://www.forth.go.jp/news/20220521\\_00001.html](https://www.forth.go.jp/news/20220521_00001.html)